

鏡石町鳥見山公園民間活力導入検討業務委託  
プロポーザル実施要領

鏡石町都市建設課 都市グループ

令和7年4月

## 1. 目的

この要領は、「鏡石町鳥見山公園民間活力導入検討業務」（以下「本業務」という）の履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

## 3. 業務委託概要

- (1) 業 務 名 鏡石町鳥見山公園民間活力導入検討業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙特記仕様書のとおり
- (3) 委託業務期間 契約締結の日の翌日から令和8年3月25日（水）まで

## 4. 業務委託料限度額

本業務の業務委託料限度額は、7,500,000円（消費税及び地方消費税込み。）以内とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

## 5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 測量・建設コンサルタント業務に関する令和7・8年度鏡石町入札参加資格者名簿の登録者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込及び参加資格審査に関する書類提出時点において、鏡石町及び福島県による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (5) 鏡石町暴力団排除条例（平成24年3月15日条例第3号）に規定する暴力団等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 平成27年4月1日から令和7年3月31日までに地方公共団体発注の元請として完了している同種業務（公園における官民連携に関する業務）の実績を有する者であること。

## 6. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）に記載の上、下記期限まで提出すること。

なお、この回答は本業務に係る仕様書の追加、修正として扱います。

- (1) 提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 本要領「18. 事務担当」
- (3) 提出方法 質問の要旨を記載し、メールで提出すること。なお、提出後に電話により受信確認を行うこと。

(4) 回答方法 令和7年4月22日(火)に町ホームページに掲載する。なお、質問事業者名は非公表とする。

## 7. 参加申込書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加意思表明書等を提出するものとする。なお、参加資格確認後に、町からプレゼンテーション実施日を記載した指名通知書(5月上旬予定)を送付する。

### (1) 受付日時

#### ①受付期間

令和7年4月8日(火)から令和7年4月30日(水)必着(郵送含む)

#### ②受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### (2) 提出手続き

#### ①提出先 本要領「18. 事務担当」

#### ②提出方法 直接又は郵送による提出とする。

※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法で提出期限までに必着とする。なお、送付物の到達確認を電話にて行うこと。

### (3) 提出書類

#### ①参加意思表明書(様式第2号)

#### ②会社概要書(様式第3号)

#### ③会社状況書(様式第4号)

#### ④業務経歴書(様式第5号)

#### ⑤業務の実施体制調書(様式第6号)

#### ⑥配置予定者調書(様式第7号の1、7号の2)

様式第6号で記入した実施体制全員について作成すること。

## 8. 企画提案書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

### (1) 受付期間及び受付時間

#### ①受付期間

指名通知日から令和7年5月19日(月)必着(郵送含む)

#### ②受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### (2) 提出手続き

#### ①提出先 本要領「18. 事務担当」

#### ②提出方法 直接又は郵送による提出とする。

※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法で提出期限までに必着とする。なお、送付物の到達確認を電話にて行うこと。

### (3) 提出書類

#### ①企画提案書提出届(様式第8号:1枚)

#### ②企画提案書(様式任意) ※1社1案

企画提案書はA4版片とじ・横書き・片面印刷で10ページ以内。文字の大きさは11ポイント

ト以上を基本とするが、表やグラフの説明文や数値については11ポイント以下でも可とする。

③業務工程表（様式任意）

④見積書（様式任意）

(4) 提出部数 原本1部・副本8部 ※④見積書のみ1部

## 9. 辞退

本プロポーザルへの参加申込み後、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第9号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月19日（月）まで

※午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所 本要領「18. 事務担当」

(3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、必ず「簡易書留」、「特定記録」など配達記録が残る方法で提出期限までに必着とする。なお、送付物の到達確認を電話にて行うこと。

## 10. プレゼンテーションの実施について

企画提案書のプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を実施するので、提案者は指定された日時に出席し、提案内容を説明するものとする。

(1) 開催日時 令和7年5月下旬（日時等の詳細については、参加資格確認後に別途通知する。）

(2) 開催場所 鏡石町健康福祉センター（2階会議室）

(3) 発表時間 1社当たり、準備に5分以内、発表に20分以内でプレゼンを行い、発表後に委員の質疑の時間を5分程度設け、片付けを5分以内に終了するものとする。

(4) 注意事項

①発表は企画提案の趣旨等を明確に説明すること。

②発表する者は、業務の配置予定者とし、説明会場に入室できるのは3名までとする。

③プレゼンを行う順番は、提案書の提出順とする。

④プレゼンの時間超過は認めない。

⑤発表にあたっては、フリップ、OHP、パワーポイントなどの使用は可とする。

（プロジェクター及びスクリーンは町で準備する。）ただし、事前にその旨を申出るとともに、プレゼン会場には自己の責任で準備を行うこと。撤収も同様とする。

## 11. 審査方法

(1) 企画提案書選定委員会（以下「委員会」という。）の委員が審査を行う。

(2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。

(3) 各審査項目の評価基準については、別紙1の採点評価項目のとおりとする。なお、評価点数は委員の平均点（小数点以下第4位を四捨五入する。）とする。

(4) 受託予定者としての選定は、評価点を合計し、100点満点で選定する。

## 12. 受託予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」とい

う。)を受託予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が契約締結日までに建設業者等指名除外要綱の規定に基づく指名停止を受けた場合及び最高得点提案者が契約を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続きを行うものとし、その受託予定者が前記の場合となったときも同様とする。

なお、最高得点提案者が複数ある場合は、委員会の議決により選定するものとする。

### 13. 審査結果の通知

審査の結果は、決定後速やかに電子メールにより通知するとともに、町ホームページに掲載する。なお、審査結果については、異議の申立は受け付けないものとする。

### 14. 参加申込及び企画提案者の失格

参加申込及び企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 見積額が委託料限度額を超えている場合。
- (5) プレゼンに参加しなかった場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合。

### 15. 契約の締結

- (1) 選定した受託予定者と町が協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、随意契約を締結する。なお、契約の内容は、本プロポーザルによって提案された内容を参考とするが、必ずしも提案内容に拘束されるものではないことに留意すること。
- (2) 契約額は、原則として見積書の金額によるものとするが、受託予定者と町との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで、委託料限度額の範囲内で契約を締結するため、契約額は提案時点と同じになるとは限らない。業務内容の変更、業務量の増減等がある場合は、改めて見積書の提出を依頼する。
- (3) 受託予定者と町の協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、審査において総合評価点が高かった参加希望者から順に契約締結に向けた協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、鏡石町財務規則第98条に該当する場合は契約保証金を免除する。

### 16. その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的に使用しない。
- (4) 本業務は、国土交通省の社会資本整備総合交付金「官民連携型公園計画策定調査」を活用する予定のため、交付金の主旨を理解して業務を実施すること。

## 17. スケジュール

	項目	日程	その他事項
1	実施要領等の公表	令和7年4月 8日 (火)	鏡石町ホームページにて公開
2	質問提出期限	令和7年4月18日 (金)	詳細は本要領「6」に記載
3	質問への回答	令和7年4月22日 (火)	質問への回答は鏡石町ホームページにて公開
4	参加申込書の提出期限	令和7年4月30日 (水)	詳細は本要領「7」に記載
5	企画提案書の提出期限	令和7年5月19日 (月)	詳細は本要領「8」に記載
6	プレゼンテーション、選考	令和7年5月下旬	詳細は本要領「10」に記載
7	審査結果の通知	令和7年6月上旬	詳細は本要領「13」に記載
8	契約の締結	令和7年6月上旬	詳細は本要領「15」に記載

## 18. 事務担当

本プロポーザルに関する各種問合せ先は以下のとおり。

鏡石町役場都市建設課 都市グループ (担当：大内、星)

電話：0248-62-2116 FAX：0248-62-2144

E-mail: toshikensetsu@town.kagamiishi.lg.jp

## 採点評価項目

評価項目		審査基準	配点
業務実施	① 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務と同種の実績をどの程度有しているか。</li> <li>・業務を実施する上で十分な知識、経験を有しているか。</li> </ul>	10
	② 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑に実施できる人員配置、体制になっているか。</li> <li>・町からの要望等に迅速に対応できる体制になっているか。</li> </ul>	10
企画提案	① 理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、内容等を十分に理解しているか。</li> <li>・鳥見山公園及び鏡石町の現状を理解・把握しているか。</li> </ul>	15
	② 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の手順、スケジュールが明確であり、適正なものであるか。</li> </ul>	15
	③ 企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する内容は、鏡石町の実態と適合しており、実現性が高いと考えられるか。</li> <li>・民間活力を導入するにあたって想定される課題等が整理されているか。</li> </ul>	20
	④ プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明に説得力があるか。</li> <li>・知識/経験が備わったプレゼンテーションとなっているか。</li> <li>・質問に対する的確な回答となっているか。</li> </ul>	20
価格	① 見積額	適正な見積額となっているか。	10
合計			100